

エネルギー自立地域づくり計画取扱要領

令和6年8月28日

第1 通則

この取扱要領では、エネルギー自立地域づくり計画募集要領に基づき県が認定した市町村のエネルギー自立地域づくり計画（以下「計画」という。）に基づく取組を遂行するに当たり必要となる進捗状況報告の手續や、事業実施の過程における状況変化等により当初の計画内容を変更等する場合の手續について定める。

第2 エネルギー自立地域づくり計画に基づく取組の進捗状況報告

- 1 エネルギー自立地域づくり計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定を受けた日が属する年度の翌年度から、当該計画に基づく取組を実施する全ての期間（以下「報告期間」という。）の各年度4月末までに、前年度の取組状況や今後の予定、課題・懸案事項等について、様式第1号により県に報告するものとする。
- 2 県が必要と判断する場合には、報告期間を経過した後であっても、認定市町村に対して報告を求めることができるものとする。

第3 エネルギー自立地域づくり計画の変更等

- 1 計画の内容について次のいずれかに該当するときは、認定市町村は、様式第2号に計画の変更案及び参考資料（以下「提出書類」という。）を添付し、県に提出するものとする。なお、計画の変更案の作成の目安は、別記のとおりとする。
 - (1) 対象地域の範囲・規模を相当程度変更する場合
 - (2) 対象地域内において生産される再エネ電気の量に相当程度影響を与える変更がある場合
 - (3) 対象地域内の民生部門における省エネによる電力削減量に相当程度影響を与える変更がある場合
 - (4) 事業実施の上で基幹となる施設・設備及び取組並びに推進体制を相当程度変更する場合
- 2 1の規定に該当しない計画変更を行おうとする場合においても、認定市町村は、その都度、県と協議するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、県は、必要に応じ、当該認定市町村に計画の変更を検討するよう求めることができるものとする。
- 4 県は、1の規定に基づく計画の変更案について、必要に応じて有識者の意見を求めることができるものとする。
- 5 県は、計画の変更案の妥当性を審査し、諾否を決定するものとする。

- 6 県の承諾が得られたときは、認定市町村は計画の改定版を作成し、県に提出するものとする。
- 7 計画の変更案について県の承諾が得られなかった認定市町村は、計画の変更案について再度検討するものとする。
- 8 1、4、5及び7に掲げる変更手続を繰り返し行ったにもかかわらず、なお県の承諾が得られない場合、県は、エネルギー自立地域づくり計画の認定を取り消すことができるものとする。

第4 エネルギー自立地域づくり計画の認定辞退の手続

認定市町村がエネルギー自立地域づくり計画の認定を辞退する場合、認定市町村は、様式第3号に認定辞退の理由及び関連資料を添付し、県に提出するものとする。

第5 その他

本要領に定めのない事項については、認定市町村と協議の上、県が判断するものとする。

(別記) エネルギー自立地域づくり計画変更案の作成の目安

- 1 要領第3の1の(1)の対象地域の範囲・規模を相当程度変更する場合とは、民生部門の電力需要量が、計画認定を受けた時点から概ね3割を超えて増減する場合とする。
- 2 要領第3の1の(2)の対象地域内において生産される再エネ電気の量に相当程度影響を与える変更がある場合とは、再エネ電気の生産量が、認定を受けた時点から概ね3割を超えて増減する場合とする。
- 3 要領第3の1の(3)における対象地域内の民生部門における省エネによる電力削減量に相当程度影響を与える変更がある場合とは、省エネによる電力削減量が、認定を受けた時点から概ね3割を超えて増減する場合とする。